

野木町病児保育事業

病児保育事業とは

子育てと就労の両立を支援することを目的として、保護者の労働等の都合により、病気の回復期に至らないお子さんを実施施設に付設された専用スペースにおいて、専任の看護師や保育士が一時的にお預かりする事業です。

対象となるお子さんは

町内に居住し、次にあげる条件のお子さんが対象になります。

【病児対応型】

症状の急変は認められないが、病気中のため集団保育等が困難な幼児・乳児(生後6カ月以上)又は小学校に就学している児童。

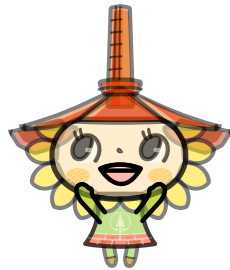
対象となる症状

入院等の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があり、まだ保育所(園)等には連れて行けない状態。対象疾患は、

① 感冒、消化不良症(多症候性下痢)など乳幼児が日常かかりやすい疾病
② 麻しん、水痘、風疹などの感染性疾患
③ ぜん息などの慢性疾患
④ 骨折、火傷などの外傷性疾患
⑤ その他上記に類する疾病等

実施施設

病児対応型 新小山市市民病院病児保育室ひまわり
定員(3人)
小山市大字神鳥谷2251-1
電話 0285-28-3385
FAX 0285-38-6837



保育時間

月曜日～土曜日の 午前8時から午後6時
(日曜日・祝祭日・年末年始の12月29日～1月3日を除く)

利用料

1人日額 2000円(昼食・おやつ代を含む)

※ 利用期間中に症状の変化があった場合には、施設の嘱託医の診察を受けることがあります。その際の実受診料やかかった費用は、別途保護者の方の負担となります。

利用の方法は

- ①利用希望者の事前登録を行っておりますので、利用する見込のある方はできるだけ事前に在籍保育所(園)を通じて**利用登録書**を町に提出して下さい。(年度ごと)
- ②実施施設に電話で予約をしてください。
- ③利用当日、**利用申請書**とかかりつけの医師に記入してもらった**病児保育事業連絡票**(文書料金がかかります。)を実施施設に提出してください。

その他、必要な持ち物については、次のページをご覧ください。
※申請等に**必要な用紙**は**こども教育課・実施施設・各園**に置いてあります。
また、**野木町ホームページ(のぎっ子キラリ子育て)**からも**申請用紙**等をダウンロードできます。

<http://www.nogikko-kirari.jp/>

- ④ お子さんをお迎えのときに、その日の利用料を実施施設にお支払いください。(お迎えは時間厳守です。)
※利用期間は、原則として1回につき7日間(休業日を含む)までです。
7日を超える場合は、改めて申請書の提出をお願いいたします。

(その他)

- ・一日あたりの定員を超えた場合は利用をお断りすることがあります。
- ・お子さんの病状が重すぎて(高熱や繰り返しの吐き出し等)一時預かりに適さないような時は利用をお断りしたり、お迎えに来ていただいたりする場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・キャンセルの場合、お早めに実施施設へご連絡下さい。

お問い合わせ 野木町 こども教育課 子育て支援係
tel 0280-57-4167

持参するもの

0・1・2歳児	3・4・5歳児(小学生も同様です)
哺乳びん(必要な乳児のみ)	洋服の着替え 1日分
ミルク(指定のものがある場合) 1日分	下着 2~3枚
紙おむつ(使用の場合) 1日分	おしりふき(ウェットティシュー) 1日分
おしりふき(ウェットティシュー) 1日分	おしぼりタオル 1枚
洋服の着替え 1日分	タオル 1枚
下着 2~3枚	バスタオル 2枚
おしぼりタオル 3枚	ビニール袋(汚れ物入れ) 2枚
タオル 1枚	
バスタオル 2枚	
ビニール袋(汚れ物入れ) 2枚	
食事用エプロン	
好きなおもちゃ、絵本 1~2個	
医師から処方されていたらその薬 (1回分ずつに分けた上で名前を書き、処方内容や服薬間隔等が確認できるもの(薬剤情報提供書)や薬の袋などを必ず一緒にお持ちください)	
健康保険証	
母子健康手帳 (事前登録をしている方で、利用するのが2回目以降の方は結構です)	

※持ち物すべてに名前をお書きください。

実施施設へのご案内

【病児対応型】

新小山市民病院

